

## 申込みから入居までの流れ（随時補欠入居者募集）

今回の申込みの有効期間は、次回の定期補欠入居者募集の抽選日前日（3月上旬）までです。

有効期間内に案内がない場合で引き続き入居を希望される方は、次回の定期補欠入居者募集（2月上旬）に申込みをお願いいたします。

### 申込方法

入居を希望する団地を管轄している各地方局・土木事務所に来庁して申込みをしていただくか、電子入居申込みにより申込みをお願いいたします。

### 仮審査・受理

申込書の記載内容から、入居資格が無いことが判明した場合は申込みを無効とします。

### 案内する順位決定

※希望団地に空き家が生じた場合に入居できる順位の決定です。

随時補欠入居者募集で申込みをされた方は、定期補欠入居者募集で決定された順位の次に続くものとします。

### 入居案内

補欠入居順位に従って上位者から順次入居案内を出します。ただし、優遇入居資格がある方については、一般入居を希望している方よりも優先して案内します。

複数の団地を希望された方は、その中で一番早く空き家が生じた住宅を一つだけ案内します。

案内を辞退された方は申込み自体が無効となるのでご注意ください。

入居の順番が回ってくるまでは県からの連絡はいたしませんので、状況を確認されたい方は申込みをした団地を管轄する各地方局・土木事務所にお問合せください。

空き家が生じた都度

必要書類提出

住民票、収入を証明する書類、印鑑登録証明書など

### 入居資格本審査

入居資格が無いことが判明した場合は失格となります。

優遇入居資格が無いことが判明した場合はその案内を取り消し、一般の案内順に変更します。

### 入居許可

請書提出（連帯保証人1名が必要です）。

### 入居説明

入居許可証、鍵渡し、敷金の納付、ほか説明

入居